

## 令和 7 年度 地下水に係る水質測定計画(案)の概要

1. 概況調査(各メッシュ番号を④から①に変更)：調査井戸数 75 井戸
2. 汚染井戸周辺地区調査(変更なし)：地下水汚染の判明に応じて、随時実施
3. 定期モニタリング調査(調査井戸数の変更)

(1) 追加：令和 6 年度から開始・・・5 井戸（同一の 1 井戸を含む）

①ヒ素：2 井戸

- ・ R6 概況調査において環境基準を超過した 1 井戸
- ・ R6 汚染井戸周辺地区調査において環境基準を超過した 1 井戸

②総水銀、アルキル水銀※：1 井戸

- ・ R6 概況調査において環境基準を超過した 1 井戸
- ※総水銀が検出された場合に測定

③揮発性有機塩素化合物：2 井戸

- ・ R6 概況調査において環境基準以下で検出した 2 井戸

(2) 終了：令和 6 年度をもって終了・・・3 井戸

①揮発性有機塩素化合物

- ・ 不検出が 3 年間継続した 3 井戸

(井戸数)

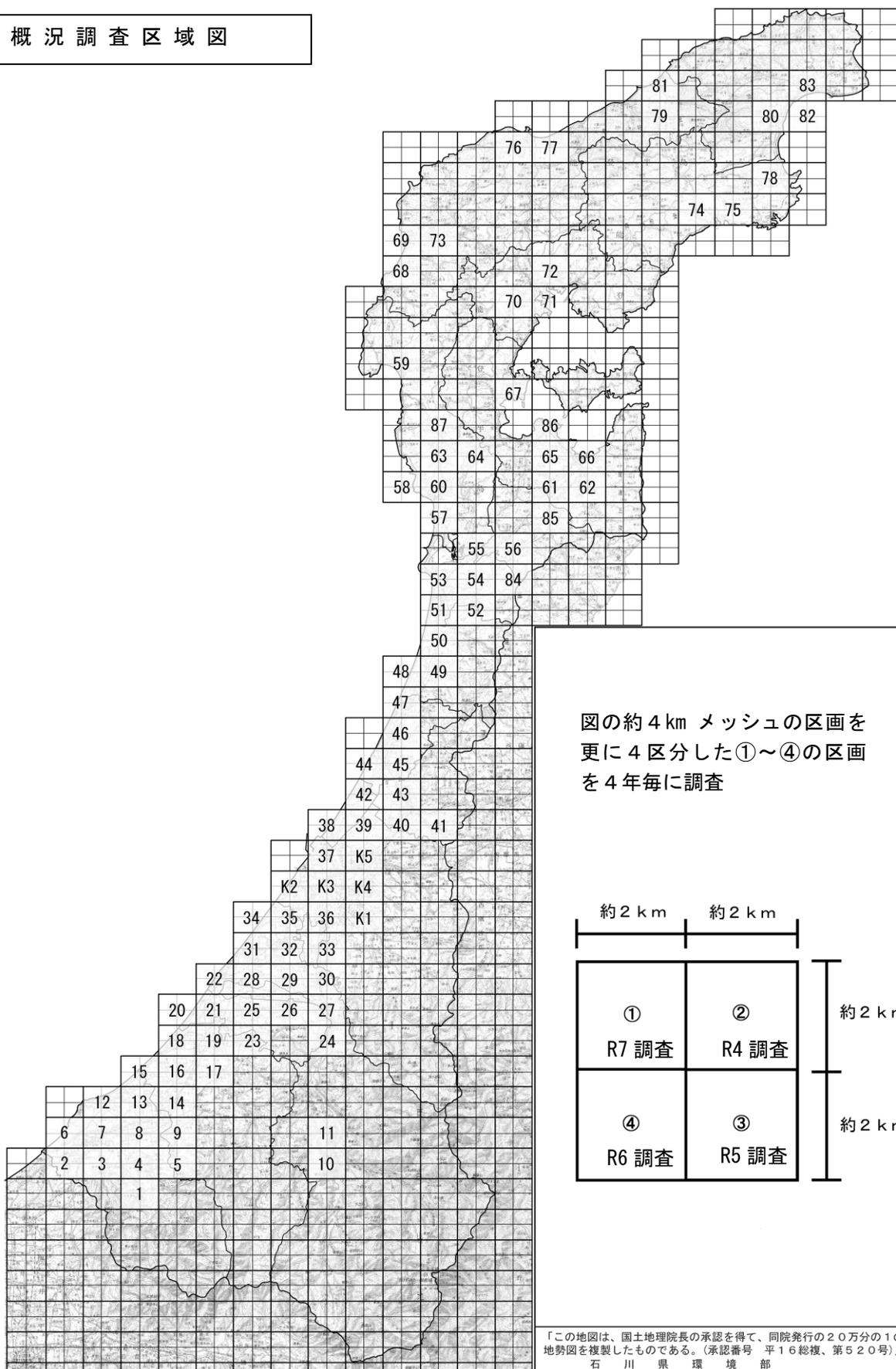
定期モニタリング調査項目		令和 6 年度	追加	終了	令和 7 年度
自然界に存在する物質	ヒ素	35	2	0	37
	フッ素	9	0	0	9
	ホウ素	2	0	0	2
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2	0	0	2
	総水銀	0	1	0	1
自然界に存在しない物質	揮発性有機塩素化合物 <sup>注)</sup>	83	2	3	82
計		128 <sup>※</sup>	4 <sup>※</sup>	3	129 <sup>※</sup>

※：一部の井戸で、複数項目を調査

令和 6 年能登半島地震の影響等により採水できない井戸があったため、資料 5 に記載のある調査井戸数と異なる

注) 揮発性有機塩素化合物：ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

概況調査区域図



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1の地勢図を複製したものである。(承認番号 平16総複、第520号)」  
石川県環境部